

旧法人名	自動車事故対策センター	政府出資額	27,337,792,000円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人自動車事故対策機構	政府出資額	13,081,869,227円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	△14,255,922,773円
政府出資額が増減することの根拠法令	独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号） 附則 （自動車事故対策センターの解散等） 第二条 自動車事故対策センター（以下「センター」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。 2～5 略 6 第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政令で定めるところにより、政府及び政府以外の者から機構に対しセンターの解散の日の前日におけるセンターに対するそれぞれの出資額に応じて出資されたものとする。この場合において、政府以外の者から出資されたものとする金額は、センターの解散の日の前日におけるセンターに対する政府以外の者の出資額を超えないものとする。 7 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。		
政府出資額が増減した理由	・ 建物等の保有資産の経年劣化に伴う減価償却、固定資産除却による減（約△104億円） ・ 土地、建物の評価替による減（約△45億円） ・ 建設仮勘定に係る資産見返補助金を政府出資金として計上したことによる増（約6億円）		
備考			